

衆議院 建設委員會 議 錄 第 三 号

平成十年三月十七日(火曜日)

午後六時開議

出席委員

委員長 遠藤 乙彦君

理事 遠藤 利明君

理事 田野瀬良太郎君

理事 鉢呂 吉雄君

理事 井上 義久君

赤城 徳彦君

小林 多門君

田中 和徳君

玉沢徳一郎君

松本 和那君

山口 泰明君

榊床 伸二君

平野 博文君

市川 雄一君

中路 雅弘君

中西 續介君

出席國務大臣

建設大臣 瓦 力君

出席政府委員

建設政務次官 蓮実 進君

建設大臣官房長 小野 邦久君

建設省道路局長 佐藤 信彦君

委員外の出席者

議員 建設委員会専門 員 鉢呂 吉雄君

白兼 保彦君

委員の異動

三月十七日

補欠選任

飯島 忠義君

西川 公也君

山口 泰明君

第一類第十三号

建設委員會議録第三号

平成十年三月十七日

同日 第一君 中路 雅弘君

補欠選任

下村 博文君

山口 泰明君

飯島 忠義君

西川 公也君

中路 雅弘君

辻 第一君

三月十七日

道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備

臨時措置法の一部を改正する法律案(鉢呂吉

雄君外三名提出、衆法第八号)

道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備

臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提

出第一四号)

同月十二日

川辺川ダム建設事業の促進に関する請願(園田

博之君紹介)(第五六八号)

同(東家嘉幸君外一名紹介)(第五八四号)

同(東家嘉幸君紹介)(第六〇一号)

同(東家嘉幸君紹介)(第七三二号)

建設産業における下請業者の救済制度確立に関

する請願(中島武敏君紹介)(第六五四号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備

臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提

出第一四号)

道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備

臨時措置法の一部を改正する法律案(鉢呂吉

雄君外三名提出、衆法第八号)

○遠藤委員長 これより会議を開きます。

本日付託になりました内閣提出、道路整備緊急

措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法の

一部を改正する法律案及び鉢呂吉雄君外三名提

出、道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路

整備臨時措置法の一部を改正する法律案の両案を

一括して議題といたします。

○瓦國務大臣 ただいま議題となりました道路整備

緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時措

置法の一部を改正する法律案につきまして、提案

理由及び要旨を御説明申し上げます。

現行の道路整備五カ年計画は、平成九年度を

もって終了することとなりますが、我が国の道路

は、道路交通の進展に比べ、その整備のおくれが

目立つなど、今なお、質、量ともに不十分な状況

にあります。今後とも、経済構造改革の支援、活

力ある地域づくり、都市づくりの支援等を主要課

題として、国民の道路整備への要請に的確にこた

えつつ、緊急かつ計画的に道路整備を推進する必

要があります。

この法律案は、このような状況にかんがみ、平

成十年度を初年度とする新たな道路整備五カ年計

画の策定等の措置を講ずるものであります。

次に、その要旨を御説明申し上げます。

第一に、平成十年度を初年度とする新たな道路

整備五カ年計画を策定することとしております。

第二に、道路整備五カ年計画に合わせて、奥地

等産業開発道路整備計画を策定するため、奥地等

産業開発道路整備臨時措置法の有効期限を平成十

五年三月三十一日まで延長することとしたしてお

ります。

その他、これらに関連いたしましたして、所要の規

定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨で

あります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決いた

だきますようお願い申し上げます。

○遠藤委員長 次に、鉢呂吉雄君。

道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備

臨時措置法の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

○鉢呂議員 ただいま議題となりました道路整備

緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時措

置法の一部を改正する法律案について、民友連を代

表して、その趣旨を御説明いたします。

道路は、自動車利用者だけではなく、国民の社

会経済生活と深いかわりがあり、国民生活に不

可欠な社会資本であります。この重要な道路を、

国民の参加とその意見の反映の中で整備を進めて

いくことが、この法律案の趣旨であります。一方

で、従来より政府が改正を幾たびも重ねてきた法

律もあります。しかし、この政府提出の法律案に

基づく五カ年計画は、行政にとって便利な計画で

あつても、決して国民の意見を反映した計画とは

言えません。

そもそも、道路が国民生活に大きな影響を与え

る社会資本であるからこそ、貴重な税金を年間に

何兆円も投入して整備を進めているのです。であ

るならば、当然に道路整備に当たっては、あらゆる

角度から国民の意見を聞き、これを実際の整備

において反映させていくことは当然であります。

しかし、実際には、立派な農道があるすぐ横に新

たに国道を設置したり、交通量がそれほど多くな

りません。

その他、これらに関連いたしましたして、所要の規

定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨で

あります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決いた

だきますようお願い申し上げます。

○遠藤委員長 次に、鉢呂吉雄君。

道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備

臨時措置法の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

○鉢呂議員 ただいま議題となりました道路整備

緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時措

置法の一部を改正する法律案について、民友連を代

表して、その趣旨を御説明いたします。

道路は、自動車利用者だけではなく、国民の社

会経済生活と深いかわりがあり、国民生活に不

可欠な社会資本であります。この重要な道路を、

国民の参加とその意見の反映の中で整備を進めて

いくことが、この法律案の趣旨であります。一方

で、従来より政府が改正を幾たびも重ねてきた法

律もあります。しかし、この政府提出の法律案に

基づく五カ年計画は、行政にとって便利な計画で

あつても、決して国民の意見を反映した計画とは

言えません。

そもそも、道路が国民生活に大きな影響を与え

る社会資本であるからこそ、貴重な税金を年間に

何兆円も投入して整備を進めているのです。であ

るならば、当然に道路整備に当たっては、あらゆる

角度から国民の意見を聞き、これを実際の整備

において反映させていくことは当然であります。

しかし、実際には、立派な農道があるすぐ横に新

たに国道を設置したり、交通量がそれほど多くな

りません。

い国道の上に新たに高速道路を設置するなどの事例が全国に散見され、税金の使い方に大きな疑問があります。これを是正するためには、道路整備における計画の策定、実施、そして事後評価の各段階において情報公開を進め、さらには国会が関与することによって国民各位の意見を一層反映させていくシステムをつくることが重要であります。

この点については、政府の審議会でも同様の答申が行われています。昨年の六月、道路審議会が政府に対して行った建議は、国民参加型の新しい方式の導入、道路政策の基本的考え方の転換、効率的で透明な政策の進め方の提示を柱として、具体的には、パブリック・インボルブメントの採用や評価システムの導入を提案しています。私たちがこの改正案によって提案していることは、この審議会の建議に沿ったものであり、同時に、時代の流れに沿ったものであります。

道路審議会では、国民参加の初めての方法として「住民が望むこれからの道づくりの方向性」という意見募集をしました。これに対し、三万五千人の多くの方からの意見が寄せられました。意見の内容は「人・歩行者中心の道づくり」「交通弱者・高齢者に配慮した道づくり」といった、単なる効率性の向上を求める道づくりの視点とは異なったものが多く寄せられています。欧米ではこのように全体計画への国民の参加は当然のこととなっており、日本でもこれらの意見を実際の道づくりに反映させることが重要であります。そのためにも、国民の意見を聞くことをシステム化するとともに、国会という国民意見の集約の場で道路整備の方向性を決めていくことが必要であります。これが、この改正案の主たる提出理由であります。

そこで、民友連提出の道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律案について御説明いたします。

第一に、政府が策定する道路整備五カ年計画を国会承認事項といたします。

この計画を国会の場で議論することにより、自後の道路整備の方向性を国民の前に明らかにするとともに、国権の最高機関たる国会の責任において税金の使い道について判断を行うことといたします。また、政府が国会に計画を提出する際には、国民各位から寄せられた意見もあわせて提出することとした上で、国会の議論により、国民各位の意見を計画に反映させるものであります。

第二に、計画の策定過程を国民の前に明らかにすることとあります。

建設大臣が計画の原案を作成した際には、これを公告縦覧に付し、あわせて、意見を有する者が意見書を提出できる機会を確保いたしました。この意見書は、その概要を国会に提出することといたしております。また、道路審議会において計画を審議する際は、これをすべて公開することとして、さらには道路審議会に公聴会の開催を義務づけております。このように、計画の策定から国民に対し情報を提供することは当然であります。

政府は、新たな五カ年計画の策定に当たり、国民から意見を募っております。私たちの改正案は、これに法律的な担保をするものであり、これは、先ほど申し上げましたように、道路審議会の建議にも盛り込まれている事項であります。現代の政策形成過程において、国民に広く情報を公開し国民から意見を聞くことは当然であり、政府提案の改正案が、今もなお政府の内部において計画を策定しようとしていることは不可思議であります。

最後に、計画に対する事後評価のシステム化であります。

従来の計画あるいは予算は、これをつくる段階に余りにもエネルギーを注ぎ、その計画あるいは予算を履行した結果については軽視してきた面がありました。しかし、予算については、周知のように、衆議院に決算行政監視委員会が設置され、決算すなわち事後のチェックの体制を整備しました。本改正案による事後評価システムもこれと同様の流れにあります。本改正案では、計画が終

了した年度の翌年度以内に、政府は、この計画に関する報告書を作成し、これを国会へ提出することを義務づけております。これにより、事業の成果あるいは進捗状況などが明らかにするとともに、税金の一層の効率的活用を図るよう、自後の計画に反映させていくことが可能となります。道路は、国民にとって単なる移動の経路ではなく、あるときは交流の場であり、あるときは思索の場であり、結果的に思い出の場にもなり得る空間であります。このように国民生活にまさに密着した道路の整備を行うに当たっては、国民の前で正々堂々と議論を通じて計画が必要なのは明らかであります。

ここまで御説明いたしましたように、本改正案は、当たり前のことを規定しているだけではありません。数十兆円に及ぶ税金の使い道を私たちが決めないで、一体だれが決めるのでしょうか。

何とぞ、議員各位におかれましては、みずからが国民より負託された責任の大きさをかみしめ、本改正案の趣旨に御理解を賜りたいと存じます。以上でございいます。

○遠藤委員長 これにて両案の趣旨の説明は終わりました。

次回は、明十八日水曜日午前九時五十分理事會、午前十時から委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時九分散会

道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律案

(道路整備緊急措置法の一部改正)

第一条 道路整備緊急措置法(昭和三十三年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第二条 第一項、第三項第一項、第四項及び第五項第一項中「平成五年度」を「平成十年度」

に改める。

(奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部改正)

第二条 奥地等産業開発道路整備臨時措置法(昭和三十三年法律第百十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成十年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、平成十年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定は、公布の日から施行する。

2 平成十年度における第一条の規定による改正後の道路整備緊急措置法第三条第一項及び第五条第二項の規定の適用については、同法第三条第一項中「次に掲げる額の合算額」とあるのは「第一号に掲げる額」と、同法第五条第二項中「予算額(当該年度の前々年度の揮発油税の収入額の予算額が同年度の揮発油税の収入額の決算額に不足するときは、当該不足額を加算し、当該予算額が当該決算額を超えるときは、当該超える額を控除した額)」とあるのは「予算額」とする。

(道路整備特別会計法の一部改正)

3 道路整備特別会計法(昭和三十三年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二十二項を附則第二十三項とし、附則第十八項から第二十一項までを一項ずつ繰り下げ、附則第十七項中「附則第十九項」を「附則第二十項」に、「附則第十八項」を「附則第十九項」に改め、同項を附則第十八項とし、附則第十六項を附則第十七項とし、附則第十五項の次に次の一項を加える。

16 道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律(平成十年法律第 号)第一条の規定による

改正前の道路整備緊急措置法(以下この項において「改正前の法」という。)第三条の規定により、揮発油税の収入額に相当する金額及び石油ガス税の収入額の二分の一に相当する金額を改正前の法第二条の道路整備五箇年計画の実施に要する経費で国が支弁するものの財源に充てて行つた道路整備事業(平成九年度以前の年度のこの会計の予算で平成十年度以後の年度に繰り越したもので行つた道路整備事業を含む。)は、第一条第一項に規定する道路整備事業に含まれるものとする。

理由

道路を緊急かつ計画的に整備して道路交通の安全の確保とその円滑化を図るとともに、生活環境の改善等に資するため、平成十年度を初年度とする新たな道路整備五箇年計画の作成等道路の整備に關し必要な措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律案

(録呂吉雄君三名提出)

道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律案

第一条 道路整備緊急措置法(昭和三十三年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「平成五年度」を「道路審議會の意見を聴いて、平成十年度」に改め、同条第五項中「前四項」を「前各項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第四項中「第一項の規定による閣議の決定」を「前項の規定による国会の承認」に改め、同項を同条第八項とし、同項の前に次の三項を加える。

5 建設大臣は、第一項の規定により道路整備五箇年計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、建設省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該道路整備五箇年計

画の案の原案を、当該公告の日から起算して一月間公衆の縦覧に供しなければならない。

6 道路整備五箇年計画の案の原案について意見を有する者は、前項の公告の日から、同項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までの間に、建設大臣に対し、意見書の提出により、これを述べることが出来る。

7 内閣は、第一項の規定により道路整備五箇年計画を決定したときは、前項の規定により述べられた意見の概要を記載した書類を添えてこれを国会に提出し、その承認を受けなければならない。

第二条第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 建設大臣は、第一項の規定により道路整備五箇年計画の案を作成するに当たつては、都道府県が、市町村の意見を聴いて作成し、建設大臣に提出した資料を参酌しなければならない。

第二条の次に次の一項を加える。

(道路審議會の審議の公開等)

第二条の二 道路審議會の道路整備五箇年計画の案に關する審議及び第六條の規定に基づいて行つた事後評価に關する審議は、公開とする。

2 道路審議會は、前項の審議に用いられた資料を公表しなければならない。

3 道路審議會は、第一項の審議のために必要があるとき、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長その他の関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

4 道路審議會は、道路整備五箇年計画の案について意見を決定するときは、公聴会を開かなければならない。

第三条第一項、第四條及び第五條第一項中「平成五年度」を「平成十年度」に改め、同條の次に次の一條を加える。

(事後評価)

第六條 政府は、道路整備五箇年計画の最終年度の終了後一年以内に、道路審議會の意見を聴いて、当該道路整備五箇年計画の計画期間における道路の整備に關する事業の実施が及ぼした環境への影響その他の社会的、経済的及び文化的な影響の評価に關する報告書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

(奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部改正)

第二条 奥地等産業開発道路整備臨時措置法(昭和三十三年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成十年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、平成十年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から施行する。

(平成十年度における道路整備費の財源等の特例)

2 平成十年度における第一条の規定による改正後の道路整備緊急措置法第三条第一項及び第五条第二項の規定の適用については、同法第三条第一項中「次に掲げる額の合算額」とあるのは「第一号に掲げる額」と、同法第五条第二項中「予算額(当該年度の前々年度の揮発油税の収入額の予算額が同年度の揮発油税の収入額の決算額に不足するときは、当該不足額を加算し、当該予算額が当該決算額を超えるときは、当該超える額を控除した額)」とあるのは「予算額」とする。

(道路整備特別会計法の一部改正)

3 道路整備特別会計法(昭和三十三年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二十二項を附則第二十三項とし、附則第十八項から第二十一項までを一項ずつ繰り下げ、附則第十七項中「附則第十九項」を「附則

第二十項」に、「附則第十八項」を「附則第十九項」に改め、同項を附則第十八項とし、附則第十六項を附則第十七項とし、附則第十五項の次に次の一項を加える。

16 道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律(平成十年法律第 号)第一条の規定による改正前の道路整備緊急措置法(以下この項において「改正前の法」という。)第三条の規定により、揮発油税の収入額に相当する金額及び石油ガス税の収入額の二分の一に相当する金額を改正前の法第二条の道路整備五箇年計画の実施に要する経費で国が支弁するものの財源に充てて行つた道路整備事業(平成九年度以前の年度のこの会計の予算で平成十年度以後の年度に繰り越したもので行つた道路整備事業を含む。)は、第一条第一項に規定する道路整備事業に含まれるものとする。

理由

道路が国民の重要な資産であることにかんがみ、国民の意見を反映させて道路を計画的に整備するため、平成十年度を初年度とする新たな道路整備五箇年計画の作成、当該計画の内容及び決定過程の透明化、国会における承認並びに事後評価等に關する措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費 本案施行に要する経費としては、初年度約一兆六千八百億円の見込みである。

平成十年三月三十一日印刷

平成十年四月一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局